

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年3月31日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年4月16日から平成22年5月6日まで縦覧に供する。

平成22年4月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 中池地区	坂出市環境経済部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 玉川池地区	〃
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 上氏部志福寺地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 井手西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 畑部笠田地区	〃
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 三ツ池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中原地区	〃
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 上東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業) 川向西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東梶南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東梶西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川原南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 宮西東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川向中地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川向東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 馬場南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業	〃

	(かんがい排水事業) 新開上地区	
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新宮地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (ため池整備事業) 長尾池高篠池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 上所下池地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 迹田松池地区	”